

# 泊村新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

## 1 泊村新型インフルエンザ等対策行動計画（原案）の概要

### （1）計画策定の背景

- ・ 新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- ・ 平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行され、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
- ・ 本村では、特措法の制定以前から、「泊村新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年9月）を作成していたが、特措法の施行、政府及び北海道の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を受け、村の対策の充実や強化を図るため、新たに行動計画を策定する。

※今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

### （2）対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

新型インフルエンザ等 （特措法第2条第1号）	新型インフルエンザ等感染症 （感染症法第6条第7項）	新型インフルエンザ （感染症法第6条第7項第1号）
		再興型インフルエンザ （感染症法第6条第7項第2号）
	新感染症 （感染症法第6条第9項）	全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。 （特措法第2条第1号において限定）

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### (3) 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

#### ① 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する
- 村民生活及び村民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

※社会の状況に応じて臨機応変に対応する

※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

#### ② 対策の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

#### ③ 被害想定

	国	北海道	泊村
人口	128,057,352 人	5,507,456 人	1,781 人
罹患者数 (25%)	3,200 万人	137 万人	445 人
※以下、アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53% の場合による推計			
入院患者数 (上限値)	53 万人	2 万 3 千人	7 人
一日当たり最大入院患者数	10.1 万人	4 千 3 百人	1 人
死亡者数 (上限値)	17 万人	7 千人	2 人
従業員の欠勤率	最大 40%	最大 40%	最大 40%

\* 国、道の人口は平成 22 年国勢調査データ。泊村の人口は平成 26 年 6 月末の住民基本台帳データ。

(4) 行動計画のポイント

- ・ 特措法に基づく初の行動計画
- ・ 特措法で新たに規定された各種の対策や措置とその運用を記載
- ・ 村をはじめ、保健所・医療機関・指定地方公共機関など、各々の役割分担を明記

項目	特色	期待される効果
(1) 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内一体となった体制整備の推進</li> <li>・ 国や道、近隣市町村、事業者等との連携を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前準備の進捗の確認</li> <li>・ 相互一体となった取組</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊村新型インフルエンザ等対策本部の設置(本部長:村長)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村長の権限強化</li> </ul>
(2) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な感染対策についての普及、啓発</li> <li>・ 地域や職場における感染対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大の可能な限りの抑制</li> </ul> <p>※緊急事態宣言時における対策は、<u>いずれも道と連携して行う</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の外出自粛要請</li> <li>・ 施設の使用や催物の制限要請</li> </ul> </li> </ul>	
(3) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録事業者に対する特定接種の実施</li> <li>・ 住民に対する予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会機能維持</li> <li>・ 適切な接種によるまん延防止</li> </ul>
(4) 医療・サーベイランス体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療体制の整備の推進</li> <li>・ 臨時の医療施設の開設など</li> <li>・ 国・道が実施するサーベイランスへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や道等との連携の強化</li> <li>・ 医療提供体制の確保</li> <li>・ ウイルス侵入監視強化</li> </ul>

2 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	村内未発生期	村内発生早期	村内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の整備</li> <li>村内発生の早期確認に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村内発生の遅延と早期発見</li> <li>村内発生に備えて体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大をできる限り抑制</li> <li>適切な医療提供</li> <li>感染拡大に備えた体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>健康被害を最小限に</li> <li>市民生活・経済への影響の最小限化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画、業務継続計画の策定</li> <li>連携体制の確立</li> <li>研修、訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村対策本部の設置の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・都道府県・市町村・指定(地方)公共機関挙げての体制強化</li> <li>村対策本部会議の設置</li> <li>政府現地対策本部及び道対策本部との連携等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染の拡大に伴う対策の変更決定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村対策本部の廃止等</li> </ul>
情報収集・サイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>国や道が実施するサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>国や道が実施するサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>国や道が実施するサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>国や道が実施するサーベイランスへの協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>国や道が実施するサーベイランスへの協力等</li> </ul>
情報提供共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供、共有について庁内外の体制整備</li> <li>相談窓口等の設置の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な手段による情報提供</li> <li>相談窓口等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一元的な情報発信、村民への分かりやすい情報提供</li> <li>情報の受け手にとって適切な方法による提供</li> <li>相談窓口等の体制充実・強化</li> <li>北海道が設置するコールセンターの紹介等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の受け手にとって適切な方法による提供</li> <li>相談窓口等の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供のあり方の見直し</li> <li>相談窓口等の体制の縮小</li> </ul>
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人レベル、地域職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発</li> <li>特定接種、予防接種の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策への協力</li> <li>村内での感染拡大防止策の準備</li> <li>特定接種の準備、開始</li> <li>住民への予防接種の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>特定接種の継続</li> <li>住民への予防接種の準備、開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>住民への予防接種の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>村内感染期に備えた医療体制の確保</li> <li>道が実施する研修や訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道が示す新型インフルエンザ等の症例定義の周知</li> <li>医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の整備</li> <li>医療機関・薬局における警戒活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の整備</li> <li>在宅療養者への支援</li> <li>医療機関・薬局における警戒活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の平常化</li> </ul>
村民生活及び安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方公共機関に対する業務計画の策定及び支援</li> <li>要援護者への生活支援の方法の検討</li> <li>火葬能力等の把握</li> <li>物資、資材等の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場における感染予防策の準備</li> <li>遺体への対応の検討</li> <li>事業者へ売惜しみ等生じないよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>事業者へ売惜しみ等生じないよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>事業者へ売惜しみ等生じないよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言発出時】</li> <li>業務の再開、緊急事態措置の縮小もしくは中止</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言発出時】</li> <li>指定(地方)公共機関は業務実施に必要な措置開始</li> <li>緊急物資の運送</li> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言発出時】</li> <li>指定(地方)公共機関は事業継続</li> <li>緊急物資の運送</li> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> <li>要援護者への生活支援</li> </ul>	



## 個人での備蓄物品の例

<出典：個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン>

### ○食料品（長期保存可能なもの）の例

- ・米
- ・乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）
- ・切り餅
- ・コーンフレーク・シリアル類
- ・乾パン
- ・各種調味料
- ・レトルト・フリーズドライ食品
- ・冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）
- ・インスタントラーメン
- ・缶詰
- ・菓子類
- ・育児用調製粉乳

### ○日用品・医療品の例

- ・マスク（不織布製マスク）
- ・体温計
- ・ゴム手袋(破れにくいもの)
- ・水枕・氷枕（頭や脇の下の冷却用）
- ・漂白剤(次亜塩素酸：消毒効果があるもの)
- ・消毒用アルコール(アルコールが60~80%程度含まれている消毒薬)
- ・常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
- ・絆創膏
- ・ガーゼ、コットン
- ・トイレットペーパー
- ・ティッシュペーパー
- ・保湿ティッシュ(アルコールがあるものとないもの)
- ・洗剤（衣類・食器等）、石鹼
- ・シャンプー、リンス
- ・紙おむつ
- ・生理用品（女性用）
- ・ゴミ用ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
- ・カセットコンロ
- ・ボンベ
- ・懐中電灯
- ・乾電池